

# ポーランド政治・経済・社会情勢

(2022年2月24日～2022年3月2日)

令和4年(2022年)3月4日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
<p><b>政治</b></p> <p>ポーランドのウクライナ避難民に対する人道支援活動                  大統領によるロシアのウクライナ侵略に関する演説                  首相によるロシアのウクライナ侵略に関する議会演説                  下院におけるロシアのウクライナ侵略に関する特別決議の採択                  新しい最高裁判所規律部長官の任命                  ロシア系放送局の放送免許取消し                  全国裁判所評議会評議員候補者リストの発表                  ウクライナからの避難民受入れに関する世論調査結果                  ウクライナ避難民に関する特別法                  国家安全保障会議の実施                  教育法改正案に対する大統領の署名拒否                  ベラルーシ国境沿い地域における一時滞在禁止の延長                  外務省によるロシアの軍事侵攻に対する非難声明                  ドゥダ大統領とゼレンスキー・ウクライナ大統領との電話会談                  ラウ外相とプリンケン米務長官との電話会談                  ドゥダ大統領とクレバ・ウクライナ外相との会談                  ラウ外相とジョリー加外相との電話会談                  ポーランド軍の即応態勢強化                  ドゥダ大統領とゼレンスキー・ウクライナ大統領との電話会談                  ラウ外相のEU外務理事会出席                  ブカレスト・ナイン首脳会合の開催                  ドゥダ大統領によるウクライナの早期EU加盟に向けた支持表明                  モラヴィエツキ首相の訪独                  ドゥダ大統領とゼレンスキー・ウクライナ大統領との電話会談                  ラウ外相のEU外相非公式会合出席                  モラヴィエツキ首相とレナルチッチ欧州委員とのビデオ会談                  ベラルーシ憲法改正に対する抗議声明                  モラヴィエツキ首相とグーグル社CEOとのビデオ会談                  ウクライナの早期EU加盟を求める共同書簡の発出                  ドゥダ大統領とEU及びNATO諸国首脳との電話会議                  ポーランド軍志願者の増加                  ウクライナへの軍事支援                  ウクライナへの戦闘機供与の否定                  ドゥダ大統領とゼレンスキー・ウクライナ大統領との電話会談                  ドゥダ大統領とスルテンベルグNATO事務総長との会談                  モラヴィエツキ首相とジョンソン英首相との会談                  ワイマール・トライアングル外相会合の開催                  ドゥダ大統領とフォン・デア・ライエン欧州委員長、モディ印首相、ゼレンスキー・ウクライナ大統領との電話会談                  モラヴィエツキ首相とハリス米副大統領との電話会談</p>								<p>お問い合わせ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 Fax 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。</p> <p>お願い3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。</p>

<p>モラヴィエツキ首相とフォン・デア・ライエン欧州委員長との会談                  新たな無人機の調達                  モラヴィエツキ首相とモリソン豪首相との電話会談                  モラヴィエツキ首相と岸田総理との電話会談                  モラヴィエツキ首相とミシェル欧州理事会議長との会談                  ウクライナ避難民の待遇に関する偽情報についての注意喚起</p>
<p><b>治安等</b>                  ウクライナ国境付近の2県におけるテロ脅威レベルの引上げ                  ウクライナからの退避民の人数</p>
<p><b>経済</b>                  ポーランド経済研究所の経済予測の更新                  ポーランド企業と消費者のロシア製品ボイコット                  過去最高の農産物と食品の輸出額                  政府によるエネルギー安全保障への取り組み(国家エネルギー安全保障庁(NABE))                  ポーランドはアラムコ社へ原油を追加発注                  ロシアからの石炭輸入停止に関する首相の発言                  ドゥダ大統領がコペルニクス・アカデミー設立法案を上院に提出</p>
<p><b>大使館からのお知らせ</b>                  長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意                  欧州でのテロ等に対する注意喚起                  エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起                  孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ                  「たびレジ」への登録のお願い                  新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起                  マイナンバーカード取得のお願い                  年金受給者の現況届提出について                  有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて                  大使館広報文化センター開館時間                  文化行事・大使館関連行事</p>
<p>在ポーランド日本国大使館                  ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 <a href="http://www.pl.emb-japan.go.jp">http://www.pl.emb-japan.go.jp</a></p>
<p>政 治</p>
<p>内 政</p>

**ポーランドのウクライナ避難民に対する人道支援活動【2月24日～3月2日】**

2月24日以降、ロシアのウクライナ侵攻を受けて、ポーランド政府はウクライナ避難民に対する各種人道支援措置を打ち出している。

2月24日、政府は、ウクライナ国境地域(ルベルスキエ県及びポドカルパツキエ県)や各県都に避難民受け入れポイントを設置し、それ以降も順次増設している。同ポイントでは、避難民に対し、ボランティアが食料や飲料、衣料品、衛生用品など寄付された物資を配布しているとともに、メディカルチェックも実施されているほか、飲食可能な休憩スペースの提供、宿泊施設や移動手段の斡旋、情報提供なども行われている。また、2月26日、政府は、各県都の鉄道駅に避難民のためのインフォメーション・センターを

設けたと発表した。

2月24日、インフラ省は、今後4週間、ウクライナ人は、パスポートを提示することで、ポーランド国営鉄道PKPインターシティが運行する列車の一部(IC及びTLK)を無料で利用できると発表した。

2月26日、首相府は、保健省や内務・行政省、インフラ省、ポーランド国営鉄道PKP、その他省庁と協力し、ウクライナへ人道支援物資を輸送するとともにウクライナ西部からポーランドへ負傷者を搬送する列車を編成すると発表した。さらに、2月27日、首相府は、1日2回、人道支援物資を積んだ列車がウクライナまで運行し、女性や子どもを連れ戻ると発表した。

2月28日、首相府は、助けを求めているウクライナからの避難民と国内で人道支援の提供を希望する

人々の調整を行う特設HP  
(<https://pomagamukrainie.gov.pl/>)を開設した。

3月1日、開発・技術省及び投資・貿易庁は、3月7日からウクライナの中小企業が利用可能な無料のワーキング・スペースをワルシャワに設け、企業活動のために必要不可欠なインフラを整えると発表した。同スペースは、3か月間の運用が想定されているが、状況に応じて延長される可能性もあるという。

3月1日、家族・社会政策省は、国境を越えたウクライナ人は、滞在許可手続を終えた後にポーランドの労働市場にオープンにアクセスできるようになると発表した。手続としては、雇用主が管轄の労働局に当該ウクライナ人の雇用を届け出るのみであるという。

3月1日、法務省は、保有する施設を活用してウクライナからの避難民のために1,400人分の滞在場所を確保したとともに、犯罪被害者支援のための「正義基金」からの援助を受けることができると発表した。

3月1日、教育・科学省は、ウクライナから戦火を逃れてきた7～18歳の児童・生徒は、ポーランド人の子どもと同じ条件で教育を受ける権利が与えられると発表した。手続としては、保護者が学校に申し込み、書類を記入するだけであるという。今後、ウクライナ人の子どもたちのために、言語面、心理面及び教育面のケアをする準備も進められる。また、同省は、国内の大学長宛に書簡を発送し、ウクライナ人の大学生・大学院生がポーランドの大学・大学院で学業を継続できるような体制を整えるように要請した。具体的な編入手続については、各大学が個別に検討するという。

### 大統領によるロシアのウクライナ侵略に関する演説【2月24日】

2月24日、ドゥダ大統領は、ロシアのウクライナ侵略について国民へ向けた演説を行った。同大統領は、「今日、ウクライナは、自らの自由だけでなく、欧州の自由も守っている。これに対し、ポーランドの全面的な支援が必要である。また、ロシアのウクライナ侵略は、西側社会全体の転機となる。これまで、世界の指導者たちは、プーチンやロシアと正常な交渉をし、遵守されるべき合意を結べると錯覚してきた。ポーランドは、そのような態度に何度も警告を発してきた。だからこそ、今日、西側諸国全体が結束し、ロシアに対して確固たる共通の立場をとることが重要なのである。」と述べた。また、同大統領は、「大統領として、軍総司令官として、国境の安全を確保するための態勢を我々は完全に整えていることを保証する。また、ウクライナにおける戦争は、ポーランドにとって他の深刻な課題も提起した。ウクライナから数多くの避難民を受け入れる覚悟が必要である。我々は、彼らと連帯し、あらゆる支援を提供できると確信している。自由で、独立した、民主的なウクライナ万歳！」と訴

えた。

### 首相によるロシアのウクライナ侵略に関する議会演説【2月24日】

2月24日、モラヴィエツキ首相は、ロシアのウクライナ侵略について下院で演説を行った。同首相は、「今日、ウクライナは自らの自由と独立のためだけでなく、欧州全体の自由のために戦っている。我々は、ロシアに対する最も厳しい制裁措置について協議している段階である。なぜなら、制裁だけがさらなる侵略行為を阻止することができるからである。今日、ポーランドは完全に安全である。我々の取組みは、防衛力を強化することを目的としていた。安全保障・防衛委員会を設立することは適切であったことが証明された。プーチンはテロの道を選び、テロで欧州を破壊しようとしている。我々の断固たる対応は、ウクライナの領土の一体性を回復できるかどうかを決めることになる」と述べた。

### 下院におけるロシアのウクライナ侵略に関する特別決議の採択【2月24日】

2月24日、下院は、ロシアのウクライナ侵略に関する特別決議を採択した。同決議は、ロシアのウクライナ侵略をいわれのない不当なものであり、国際法に著しく反する残虐な行為であると強く非難した。また、これは、ユーロ・アトランティックの安全保障と国際秩序全体に対する直接的な攻撃であり、ロシアは自らを国際社会から排除しており、我々は20世紀の暗黒時代に戻ろうとしていると指摘し、ロシアとベラルーシに対してウクライナから軍隊を撤退させるよう訴えた。さらに、ウクライナの主権、独立及び領土の一体性を一貫して支持するとしてウクライナへの連帯を表明するとともに、EU、NATO及び国際社会全体に対し、ロシアに可能な限り広範な制裁措置を課し、ウクライナへの最大限の経済的・人道的支援を提供するよう求めた。

### 新しい最高裁判所規律部長官の任命【2月24日】

2月24日、ドゥダ大統領は、アダム・ロフ最高裁判所裁判官を最高裁規律部長官に任命した。同長官の任期は3年間となるが、2回まで再任されることができる。前長官を務めていたトマシュ・プシエスワフスキ判事は、2月25日に長官としての任期を終えた。

### ロシア系放送局の放送免許取消【2月25日】

2月25日、ポーランド国家ラジオ・テレビ放送協会(KRRiT)は、複数のロシア系放送局の放送免許を取り消した。対象となった放送局は、Russia Today (RT)、RT Documentary、RTR Planeta、Sojuz TV、Russija 24 の5つである。当該番組は、ケーブル、衛星、インターネットを介しての番組配信ができなくなった。

**全国裁判所評議会評議員候補者リストの発表【2月28日】**

2月28日、下院は、全国裁判所評議会(KRS)評議員候補者19名のリストを発表した。リストには、現在のKRS評議員のうちほぼ全員と2名の元法務副大臣が含まれている。現在のKRS評議員は、3月7日に4年間の任期を終える。下院がKRS評議員のうち15名の裁判官枠を選出するのは、2018年に続いて今回が2度目となる。

**ウクライナからの避難民受入れに関する世論調査結果【3月1日】**

3月1日、ジェチポスポリタ紙は、当地世論調査期間IBRiSが実施したポーランドによるウクライナ避難民の受入れに関する世論調査結果を発表した。調査結果によれば、ポーランド人の93%が避難民の受入れに賛成しているという。内訳としては、57.9%がすべての避難民の受入れを、34.8%が最も困難な状況にある避難民の受入れを支持している。他方、3.1%は、避難民の受入れに反対しており、可能な限りウクライナに難民キャンプを設置することを望んでいるという結果が出た。ドゥマIBRiS所長は、この結果は、避難民の受入れについてポーランド人の間にコンセンサスができあがっていることを示していると指摘した。

**ウクライナ避難民に関する特別法【3月1日～2日】**

3月1日から2日にかけての報道によれば、ポーランド政府は、ポーランドに滞在するウクライナ避難民の法的地位に関する特別法の策定を検討しているという。特別法は、ウクライナ避難民のポーランド滞在を合法化し、労働や社会保障、教育、健康保険、「500+」受給の権利を与えるものになるとされている。

**国家安全保障会議の実施【3月2日】**

3月2日、ドゥダ大統領は、ウクライナ情勢に鑑みて国家安全保障会議を招集した。同会議の議題では、現在のウクライナ情勢とロシアのウクライナ侵略に直面するポーランドの状況であった。同大統領は、与野党に対し、一致団結し、政治闘争を控え、ポーランドの安全のために行動するよう呼び掛けた。国家安全保障会議は、憲法で定められた、国内外の安全保障の分野における大統領の諮問機関として位置付けられている。

**教育法改正案に対する大統領の署名拒否【3月2日】**

2日、ドゥダ大統領は、国家安全保障会議の場で、教育法改正案(いわゆる lex Czarnek)の署名を拒否すると発表し、「本件は後回しにしよう。今のところは、同改正案の署名は拒否する。問題は解決したことによろう。同改正案は、ポーランドの安全保障にとっての最重要事項を阻害すべきではない。今、これ以上の争いは必要ない。」と訴えた。これに対し、チャルネク教育・科学大臣は、「まもなく、lex Czarnek 2.0ができるであろう。我々は、同改正案を最初から書き直す。早ければ早いほど良い。ドゥダ大統領の行動は理解できる。同改正案について何を変えるべきか、ドゥダ大統領に尋ねるつもりである。同時に、ドゥダ大統領からは、同改正案の内容について異論はないが、時期が不適切であることは確かであるとの発言があった」と明らかにした。

**ベラルーシ国境沿い地域における一時滞在禁止の延長【3月2日】**

3月2日、ベラルーシ国境沿い地域(ポドラスキエ県及びビルベルスキエ県183市町村)における一時滞在禁止を2022年6月30日まで延長することを定める内務・行政大臣令が官報に掲載され、発効した。同地域は、昨年9月2日から、緊急事態発令及び国境警備法改正に基づく内務・行政大臣令によって、一時滞在禁止とされている。

## 外交・安全保障

**外務省によるロシアの軍事侵攻に対する非難声明【2月24日】**

2月24日、外務省は、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対する非難声明を発出した。同声明は、ウクライナ侵攻を前例のない軍事攻撃を断固として非難するとともに、「ロシアは、現代の安全保障構造の基盤を破壊し、力による国境変更の試みに関する決定を意識的に行ったが、これは21世紀において容認できるものではない。ポーランドは、同盟国と協力し、ウクライナを支援し、ロシアの侵略を阻止するために、国際法で規定されているあらゆる行動を取る」と表明した。

**ドゥダ大統領とゼレンスキー・ウクライナ大統領との****電話会談【2月24日】**

2月24日早朝、ドゥダ大統領は、ロシアによるウクライナ侵攻を受けて、ゼレンスキー・ウクライナ大統領と電話会談を行った。ドゥダ大統領は、「国際社会の努力にもかかわらず、ウクライナは残忍で、いわれのない不当なロシアの侵略の犠牲者となっている。我々は、NATOやEUの同盟国と協力し、ロシアの残忍な侵略に共に対応し、支援なしにウクライナを放置することはないだろう」と強調した。

**ラウ外相とプリンケン米国務長官との電話会談【2月24日】**

2月24日、ラウ外相は、米国側の要請により、プリンケン米国務長官と電話会談を行った。両外相は、

ロシアの攻撃は国際法とOSCEの義務に著しく違反する不当な行為であると強く非難した。また、両外相は、この困難な時期にトランスアトランティックの結束が重要であることを強調した。ラウ外相は、紛争の拡大を防ぎ、ロシアによる軍事侵攻停止のための政治的・経済的制裁の強化に対するポーランドの強い支持を表明した。

#### ドゥダ大統領とクレバ・ウクライナ外相との会談【2月24日】

2月24日、ドゥダ大統領は、ワルシャワを訪れたクレバ・ウクライナ外相と会談を行った。同外相は、ポーランド政府閣僚や軍、情報機関関係者との会合に参加し、ウクライナの視点から今何が起きているのかについて説明し、同時に、ロシアによる侵攻に対して西側文明社会全体が取るべき行動を提言したと述べた。

#### ラウ外相とジョリー加外相との電話会談【2月24日】

2月24日、ラウ外相は、ジョリー加外相と電話会談を行った。両外相は、ロシアのウクライナ侵攻は国際法、国連憲章、OSCEの原則と義務に対する明白な違反であると強く非難した。両外相は、さらなる協議を約束し、ロシアに対し、ウクライナに対する軍事行動を直ちに停止するよう呼びかけた。

#### ポーランド軍の即応態勢強化【2月24日】

2月24日、ブワシュチャク国防大臣は、ロシアによるウクライナ侵攻を踏まえて、数週間前から強化しているポーランド軍の即応態勢をさらに一段階高める決定をした。東部地域に駐屯する3コ旅団は6時間以内、その他の旅団は12時間以内に即応できる態勢を確立することになる。これは定められた基準に基づいたもので、作戦司令部の隷下部隊や領域防衛軍の兵士の休暇や出張の予定は撤回されることになる。

#### ドゥダ大統領とゼレンスキー・ウクライナ大統領との電話会談【2月25日】

2月25日朝、ドゥダ大統領は、ゼレンスキー・ウクライナ大統領と電話会談を行った。ドゥダ大統領は、「キエフの状況は非常に厳しい。朝、ロシア軍は空爆を開始した。ドローンが住宅に爆弾を落としている。人々は死んでいるのだ。これは、士気を削ぐための明らかなテロ行為だが、ウクライナ側には首都を守るための大きな決意がある」と指摘した。

#### ラウ外相のEU外務理事会出席【2月25日】

2月25日、ラウ外相は、ブリュッセルで開催されたEU外務理事会の臨時会合に参加した。同会合では、広範な対露制裁パッケージが正式に採択されたが、同外相は、ロシアの攻撃は進行中であり、EUはセク

ター別及び個人別の制裁をさらに強化する用意が必要であると指摘した。また、同外相は、ロシアの攻撃に対する戦いにおいてキエフを孤独にしておくことはできないと指摘し、EUとその加盟国によるウクライナへの最大限の支援を呼びかけた。さらに、同外相は、ウクライナが直面する短期的な重要課題は、通貨と予算の安定性を維持することであると述べ、EUは、特に新規国債の発行を保証する基金と社会への現物援助を含む、ウクライナに対する救済パッケージを直ちに始動すべきだと強調した。

#### ブカレスト・ナイン首脳会合の開催【2月25日】

2月25日、ワルシャワにおいて、NATO東側9カ国によるブカレスト・ナイン首脳会合がドゥダ大統領の主催により行われた。同会合には、フォン・デア・ライエン欧州委員長も参加した。同大統領は、ウクライナの戦争によって、ユーロ・アトランティックの安全保障システム全体が危機に瀕していると強調した。また、同大統領は、「今日我々を助けなければ、明日には戦争があなたたちの国の扉を叩く」というゼレンスキー・ウクライナ大統領の訴えに同意すると付言し、武器の供給だけでなく、経済・金融・人道支援を通じて、ウクライナをより強力に支援する必要があると強調した。同会合の開催中、臨時のNATO首脳オンライン会合も開催された。

#### ドゥダ大統領によるウクライナの早期EU加盟に向けた支持表明【2月26日】

2月26日、ドゥダ大統領は、ウクライナの早期EU加盟に向けた支持表明を行った。同大統領は、ポーランドは、ウクライナの早期EU加盟に向けた道（express path）を支持すると表明し、ウクライナのEU加盟候補国の地位は直ちに発表されなければならないと強調した。また、同大統領は、ウクライナは、自国の復興を可能にする資金へのアクセスが与えられるべきであり、ポーランドは、その費用を認識しており、EU加盟国としてこれに参加する用意があると述べた。

#### モラヴィエツキ首相の訪独【2月26日】

2月26日、モラヴィエツキ首相は、ナウセーダ・リトアニア大統領と共にベルリンを訪問し、ショルツ首相と会談を行った。モラヴィエツキ首相は、「今日、西側諸国の一部で見られる硬直したエゴイズムのための時間はない。残念ながら、ここ独でもそうであり、私は、独の良心を揺り動かすためにショルツ首相を訪問した。最終的にプーチンとクレムリンの決断に影響を与えるような真に厳しい制裁を決定することが必要である」と強調し、ロシアのSWIFT排除やノルド・ストリーム1の停止、オリガルヒの資産凍結といった厳しい対露制裁の支持を要請した。また、同首相は、「支援は本物でなければならない。我々の自由と

主権のために戦っているウクライナの兵士とウクライナ国民に武器で支援し、我々がウクライナの次にならないようにするのだ」と述べ、独政府に軍備分野での支援を求めた。

#### ドゥダ大統領とゼレンスキー・ウクライナ大統領との電話会談【2月27日】

2月27日夜、ドゥダ大統領は、ゼレンスキー・ウクライナ大統領と電話会談を行った。ドゥダ大統領は、「ゼレンスキー大統領と感動的な会話が終わった。ロシア軍のキエフ進攻の報に接し、同大統領は、力強く感じており、戦う準備が出来ている、ウクライナの防衛軍の士気は非常に高いと断言した。私は、我々は行動しており、ウクライナは、ポーランドと世界の支援を受けていることを保証した」とツイートした。

#### ラウ外相のEU外相非公式会合出席【2月27日】

2月27日、ラウ外相は、ビデオ会合形式で開催されたEU外相非公式会合に出席した。同会合において、ウクライナのレジリエンスを強化し、対露制裁を強化するEUの決定について合意された。同外相は、ウクライナへの軍事支援は、人道支援と両立させるべきであると指摘し、ポーランド南東部では、EUとの協力により、加盟国からの援助を集め、ウクライナに安全に届けるための地域ハブが設立されていることを強調した。また、同外相は、ロシアの重要な銀行がSWIFTシステムから切り離され、ロシア連邦中央銀行の資産凍結と特定のオリガルヒに対する制裁が、クレムリンの計算に影響を与える強いシグナルとなることを強調し、EUは、ロシアとベラルーシのSWIFTからの完全排除、ロシアのユーロ建て取引の禁止、ロシアの大手銀行の資産凍結、ロシアからの主要エネルギー資源の輸入禁止など、さらなる措置を講じる用意があるべきであると述べた。

#### モラヴィエツキ首相とレナルチッチ欧州委員とのビデオ会談【2月28日】

2月28日、モラヴィエツキ首相は、ウクライナ難民に対する人道的支援についてレナルチッチ欧州委員（危機管理担当）とビデオ会談を行った。同首相は、ウクライナに対するEU市民保護メカニズムの下での支援と国連の下での人道支援の調整について問題提起した。また、同首相は、ポーランドは、ウクライナの支援ハブであり、首相府は、外務省、内務・行政省、政府戦略備蓄局、現場を管轄する県地方長官とともに、ウクライナおよび戦火を逃れたウクライナ人への人道支援を調整していることを説明した。

#### ベラルーシ憲法改正に対する抗議声明【2月28日】

2月28日、外務省は、ベラルーシでの国民投票による憲法改正に対する抗議声明を発出した。同声明は、2月27日にベラルーシで実施された国民投票

は、不正選挙の結果、政権を握ったルカシェンコによって違法に発表されたものであり、民主主義の基本原則に著しく反する方法で、ベラルーシ国民に対する前例のない残忍な弾圧の下で実施されたと強調した。また、同声明は、国民投票は、ロシアのウクライナに対する野蛮な軍事侵攻にもかかわらず行われたものであり、ベラルーシは、ロシアの戦争プロパガンダを複製し、軍事的にも言葉によっても侵略者を積極的に支援していると糾弾した。さらに、同声明は、ベラルーシに対し、ロシアのウクライナ侵略への参加を直ちに停止し、ベラルーシからすべてのロシア軍を撤退させ、すべての政治犯を解放し、いわゆる国民投票の結果を取り消し、すべての候補者の参加を得た自由で公正な新しい大統領選挙を実施するよう要求した。

#### モラヴィエツキ首相とグーグル社CEOとのビデオ会談【2月28日】

2月28日、モラヴィエツキ首相は、グーグル社のピチャイCEOとビデオ会談を行った。同首相は、現代の戦争は、ウクライナだけで行われているわけではなく、我々一人ひとりが、ネット上での悪意ある活動、つまり情報戦を経験する可能性がある」と述べ、ここ数日、ロシアの偽情報活動が非常に活発になっていることを指摘した。ピチャイCEOは、同首相に対し、偽情報、サイバー・セキュリティ、人道問題、検証済み情報へのアクセス提供など、すべての重要な分野においてグーグルのチームが24時間体制で活動していることを保証した。同首相は、バルト諸国首脳と共に、偽情報の問題に関して迅速かつ効率的な行動を訴える書簡を、グーグル、ツイッター、フェイスブック、ユーチューブCEOに対して発出したことを明らかにした

#### ウクライナの早期EU加盟を求める共同書簡の発出【2月28日】

2月28日、大統領府は、ウクライナのEU早期加盟を求める共同書簡を公開した。同書簡において、ブルガリア、チェコ、エストニア、ラトビア、リトアニア、ポーランド、スロバキア、スロベニアの大統領は、ウクライナが直ちにEU加盟の展望を受けるに値すると強く信じていると表明し、EU加盟国に対し、ウクライナに対する最高の政治的支援を確立し、EU機関がウクライナにEU加盟候補国の地位を直ちに付与し、交渉プロセスを開始するための措置を講じることを可能にするよう要請した。

#### ドゥダ大統領とEU及びNATO諸国首脳との電話会議【2月28日】

2月28日、ドゥダ大統領は、EU及びNATO諸国首脳との電話会議に参加した。バイデン米大統領が主催する同会議は、今回で4回目の開催となった。会

議後、ドゥダ大統領は、「ウクライナを断固として守らなければならない。我々は、いかなる恐喝にも絶対に屈しない。この極めて困難な状況下では、共に対処するしかないことは誰もがよく理解している。我々は、力による世界秩序の変更を受け入れることはできない」と述べた。また、同大統領は、避難民を支援するポーランド人に向けられた多くの温かい言葉を聞いたと付言し、「素晴らしい心遣いや、自宅への招待、贈り物の持参、ウクライナの人々に対する並々ならぬ献身に感謝したい。世界はそれを見ている。このような素晴らしい態度をとってくれた同胞に感謝する」と述べた。

同日、ドゥダ大統領は、ミシェル欧州理事会議長、ニーニスト・フィンランド大統領、ルッテ蘭首相、ジョンソン英首相、シュタインマイヤー独大統領、パホル・スロベニア大統領、ズラビシュヴィリ・ジョージア大統領ともそれぞれ電話会談を行った。

### ポーランド軍志願者の増加【2月28日】

ウクライナでの戦争に関する世論調査によると78%の人々が戦争を恐れており、64.3%の人々はポーランドの国境が侵略される可能性があるとして認識している。一方で、ポーランド軍に志願する兵士の数は3倍に増加しており、兵士の募集を行っている領域防衛軍への問い合わせも急激に増えている。海外からポーランド軍に志願する人々もいる。

### ウクライナへの軍事支援【3月1日】

ブワシュチャク国防大臣が明らかにしたところによると、ポーランドからウクライナに対して軍事支援としてすでに、ドローン8機、60mm 迫撃砲100門及び弾薬1500発、152mm 榴弾砲用砲弾1770発、23mm 機関砲用弾薬3万発以上、ヘルメット4万2千個の供与が行われている。ウクライナに対する軍事支援は、引き続き行われる予定である。

### ウクライナへの戦闘機供与の否定【3月1日】

ドゥダ大統領は、ストルテンベルグNATO事務総長とともに訪問したワスク空軍基地において、「我々がウクライナにジェット機を供与することは無い、ジェット機の供与はウクライナの紛争に軍事的干渉を行うことになる。我々は紛争に加わっていないし、NATOは紛争の当事者ではない。ウクライナに対して人道的な支援は行っているが、ウクライナの領空にジェット機を送ることは無い。」と述べ、ウクライナへの戦闘機の供与を否定した。

### ドゥダ大統領とゼレンスキー・ウクライナ大統領との電話会談【3月1日】

3月1日深夜、ドゥダ大統領は、ゼレンスキー・ウクライナ大統領と電話会談を行った。会談後、ドゥダ大統領は、「ロシアのロケットや国際的に禁止されたク

ラスター弾を含むミサイルが、キエフやハリコフ、その他の都市の居住地区に着弾している。状況は厳しいが、ウクライナは勇敢である！」とツイートした。

### ドゥダ大統領とストルテンベルグNATO事務総長との会談【3月1日】

3月1日、ドゥダ大統領は、ポーランド中部ワスクの第32戦術空軍基地を訪問したストルテンベルグNATO事務総長と会談を行った。会談後、同大統領は、我々は、現在の安全保障状況とNATO東方を強化するために将来的に必要なステップについて議論したと述べた。また、同大統領は、「同盟は、団結を維持する必要がある。我々は共にウクライナに寄り添う必要がある。我々は、ヨーロッパの国に対する占領や武力攻撃と力による国境の変更には同意することはできない」と語った。さらに、同大統領は、本日の同事務総長による訪問は、行動における団結と結束、連帯を強調するものであると述べ、今回議論されたことはマドリードで開催される今年のNATO首脳会合に反映されるだろう、と語った。

### モラヴィエツキ首相とジョンソン英首相との会談【3月1日】

3月1日、モラヴィエツキ首相は、ワルシャワを訪問したジョンソン英首相と会談を行った。同会談の主な議題は、ウクライナに対するポーランドと英国の協力関係の強化、欧州安全保障に関する活動の調整及び二国間協力であった。モラヴィエツキ首相は、「ウクライナは、我々の即時の行動と最も実践的な援助を必要としている。ポーランドは、ウクライナの領土の一体性の防衛能力とレジリエンスを強化するために軍事援助を提供することで積極的に支援している。数日前から軍事装備品を積んだ車両がウクライナに向かっている」と述べた。また、同首相は、ポーランド政府は、ウクライナ政府やNGOと協力して人道的支援を調整しており、すでにウクライナから40万人近い難民を受け入れていることを指摘し、「我々は人道的義務を果たしている」と述べ、ウクライナ国民に支援の手を差し伸べるポーランド人の姿勢に感謝した。

### ワイマール・トライアングル外相会合の開催【3月1日】

3月1日、ポーランド中部ウッチにおいて、ポーランド独仏によるワイマール・トライアングル外相会合が行われ、ラウ外相、ベアボック独外相、ル・ドリアン仏外相が参加した。ラウ外相は、ロシアのウクライナに対する行動によって引き起こされた危機は、ベルリンの壁崩壊以来、欧州の安全保障に対する最も深刻な課題であると述べ、ロシアのウクライナに対するいわれのない不当な軍事侵攻を強く非難すると強調した。また、同外相は、ゼレンスキー・ウクライナ大統領が署名したEU加盟申請書に言及し、ポーランドは

ウクライナの欧州への願望を支持すると強調した。外相らは、紛争に対するNATO及びEU加盟国の統一的な立場を維持する必要性で一致した。また、EUや他の国々がロシアに対して厳しい制裁を課す決定をしたことを歓迎した。

#### ドゥダ大統領とフォン・デア・ライエン欧州委員長、モディ印首相、ゼレンスキー・ウクライナ大統領との電話会談【3月1日】

3月1日、ドゥダ大統領は、フォン・デア・ライエン(VDL)欧州委員長、モディ印首相、ゼレンスキー・ウクライナ大統領とそれぞれ電話会談を行った。

VDL委員長との電話会談において、ドゥダ大統領は、ポーランド、スロバキア、チェコ、ハンガリー、クロアチア、スロベニア、リトアニア、ラトビア、エストニア、ブルガリアがウクライナのEU加盟候補を支持していることを確認した。

モディ首相との電話会談では、ロシアのウクライナへの侵略、ポーランドによるインド人の避難、侵略を止めるためのロシアに対する影響力の行使などについて話題が及んだ。

ゼレンスキー大統領との電話会談について、ドゥダ大統領は、「先ほどゼレンスキー大統領とウクライナ情勢について話した。ロシアのミサイルや国際的に禁止されているクラスター弾を含むロケット弾が、キエフやハリコフなどの住宅地に投下されている。難しい状況である。ウクライナは戦っている。しかし、支援が必要だ」とツイートした。

#### モラヴィエツキ首相とハリス米副大統領との電話会談【3月1日】

3月1日、モラヴィエツキ首相は、ハリス米副大統領と電話会談を行い、ロシアの侵略によるウクライナへの支援・援助、NATO東方の強化、同盟国の安全保障に関する問題について議論した。ハリス副大統領は、ポーランド政府がこれまでウクライナを広く支援するためにとってきた行動に対して感謝の意を述べるとともに、地域の平和に対する米国の継続的なコミットメントと必要なすべての外交的および物質的行動をとることを発表した。また、同副大統領は、ポーランドとウクライナの国境における人道的危機に関連して、ポーランドの人々の連帯と献身に対して敬意を表した。モラヴィエツキ首相は、金融システムの遮断、技術輸出の制限、オリガルヒの資産凍結など、ロシアに対する制裁措置を共同で実施した米国に対して謝意を伝えた。同時に、同首相は、ポーランドは、ロシアが次のパッケージの影響を確実に受けるように、特にガスと燃料の輸出の面で制裁措置を拡大すべきだと考えていることを伝えた。

#### モラヴィエツキ首相とフォン・デア・ライエン欧州委員長との会談【3月1日】

3月1日、モラヴィエツキ首相は、ブリュッセルを訪問し、フォン・デア・ライエン欧州委員長と会談を行った。同首相は、ウクライナ支援として、EUが資金提供する1,000億ユーロ相当のウクライナ復興計画、ウクライナのEU加盟を早急に実現するための支援、平時におけるウクライナの学生交流、ウクライナのための共同投資、石油、ガス、その他の炭化水素を通じて実施される攻撃的なロシア帝国主義的政策からの独立を5つのステップとして提示した。また、同首相は、対露制裁について、最も発展した制裁パッケージが必要であると強調し、「ロシアの石炭を禁輸し、今後数ヶ月は石油やガスを買わないように訴えた。今日、これはプーチンが戦争マシンの資金を調達するための手段である」と説明した。さらに、同首相は、ウクライナの人道支援に対するポーランド人の並々ならぬ献身に謝意を示した。

#### 新たな無人機の調達【3月2日】

「Defense24」によると、ポーランド軍は無人偵察機MQ-9「リーパー」を調達する予定である。この調達は、ロシアのウクライナ侵攻に伴う、緊急の必要性から実現したものであり、ポーランド軍はこの種の大型の無人機をこれまで保有していなかった。

#### モラヴィエツキ首相とモリソン豪首相との電話会談【3月2日】

3月2日、モラヴィエツキ首相は、モリソン豪首相と電話会談を行った。モリソン首相は、ウクライナ支援におけるポーランド政府のこれまでの行動に対する謝意を強調した。また、同首相は、豪は近隣諸国を支援し、地域の平和を確保することを目的とした活動にも参加する予定であることを明らかにした。モラヴィエツキ首相は、ウクライナ支援および対ロシア制裁の分野で豪がこれまでにとった措置に対して謝意を表明した。同首相は、石油やガスの輸出禁止を含む厳しい対露制裁の必要性について言及し、モリソン首相に対して石炭供給を含むエネルギー源の多様化について協力を要請した。

#### モラヴィエツキ首相と岸田総理との電話会談【3月2日】

3月2日、モラヴィエツキ首相は、岸田総理と電話会談を行った。岸田総理から、これまでのポーランドの外交努力や避難民受入れといった貢献に敬意を表するとともに、ロシアによる侵略は、力による一方的な現状変更であるとして、ロシアを厳しく非難している旨述べた。また、岸田総理は、ポーランドに避難してきた人々を含む、困難に直面するウクライナの人々を対象に、1億ドルの緊急人道支援を行う旨述べるとともに、ウクライナ国民との連帯をさらに示すべく、ウクライナからポーランドを含む第三国に避難した人々の日本への受入れも今後進めていく旨述べた。

た。岸田総理は、ウクライナ在留邦人の円滑な入国等について協力を要請したのに対し、モラヴィエツキ首相からは、できる限り協力していきたい旨述べた。

### モラヴィエツキ首相とミシェル欧州理事会議長との会談【3月2日】

3月2日、モラヴィエツキ首相は、ポーランド・ウクライナ国境に近いポドカルパツキエ県を訪問したミシェル欧州理事会議長と会談を行い、ウクライナの現状と難民支援について議論した。同首相は、「今日、ミシェル議長と私は、ここジェシユフ近郊のヤシヨンカで、次のステップについて合意した。それは、今日、約50万人のウクライナ人が既にポーランドとの国境を越えているが、この数十万人をいかにして支援するかということである」と述べ、「ポーランドに滞在する避難民のほとんどが、平和になったらすぐにウクライナでも戻りたいと思っている」と述べた。

ミシェル議長は、今回の訪問は、ポーランドに対する欧州の連帯の表れであると強調し、「今日、私がモラヴィエツキ首相とともにここにいるのは、ポーラン

ドと避難民へのホスピタリティを保証するために現場で働いている人々のチームと、欧州が完全に連帯していることを示すためであり、我々全員が一緒にいることを示すためだ」と述べた。

### ウクライナ避難民の待遇に関する偽情報についての注意喚起【3月2日】

3月2日、外務省は、ウクライナ避難民の待遇に関する偽情報について注意を喚起する声明を発出した。同声明によれば、ここ数日、ポーランドとウクライナ当局によって特定の国の市民が不当な扱いを受けているという偽情報が公共の場に出回り始めており、これらはウクライナとポーランド双方の信用を失墜させ、イメージを弱めることを目的としているという。外務省は、ウクライナの戦争から逃れてきたすべての外国人は、出身国に関係なく、ポーランドに受け入れられ、必要な支援を受けていることを保証するとともに、フェイクニュースやプロパガンダと戦い、常に政府の公式な情報源を利用することを訴えた。

## 治 安 等

### ウクライナ国境付近の2県におけるテロ脅威レベルの引上げ【2月28日】

28日、モラヴィエツキ首相は、同日から3月15日までの間、ウクライナ国境に接するルベルスキエ県とポドカルパツキエ県において、テロ警戒レベルの2段階目(BRAVO)を導入する政令に署名した。本措置は、予防的な性質のものであり、現在のウクライナ情勢や国境における交通量の増加に関連したものであるという。両県においては、不審者や不審物など異常な状況や潜在的脅威に対する警戒が強く

なるという。

### ウクライナからの退避民の人数【3月1日】

2月28日、国境警備隊は同24日から28日までの間に353, 504名がウクライナからポーランドに退避してきたと明らかにした。日別では、24日に31, 256人、25日に47, 522人、26日に77, 333人、27日に97, 318人、28日に100, 075人がポーランドに入国したという。

## 経 済

### マクロ経済動向・統計

### ポーランド経済研究所の経済予測の更新【2月28日】

ポーランド経済研究所(PIE)は、ロシアによるウクライナ侵略の影響を予測し、経済予測を更新した。2022年のインフレ率は前年比8.8%増、SWIFT

制裁後のブレント原油価格は1バレル105ドルに達し、食品価格は前年比10~12%上昇すると予測。経済成長の鈍化により、金融政策決定会合が利上げを見送る可能性があるとしている。

## ポーランド産業動向

### ポーランド企業と消費者のロシア製品ボイコット【3月1日】

当地報道によると、ロシアは多くの企業にとって「有害な」投資先となり、個人消費者はロシア製品のボイコットを行っている。ロシアがポーランドに輸出するのは、石油・ガス、鉱物油、鉄、アルミニウム、鉄鋼、木材などの原材料が中心で、既製品ではない。取引停止にはIT企業も含まれる。

Inpost、NaviGate、Rossman など、ウクライナ侵略でロシア・ベラルーシ企業との関係を断つ起業家が増えている。ポーランド投資貿易庁(PAIIH)は、ロシ

アの投資やポーランドで活動するロシア投資家へのサービスを停止した。ロシアがSWIFTから一部除外されたことで、ロシア企業と契約している起業家はすでにサプライチェーンの崩壊に対処しなければならない事態に陥っている。

科学界もボイコットに加わっている。クラクフのヤギェロン大学は、軍事作戦が終了し、ウクライナ領からロシア軍が撤退するまで、ロシアの大学や研究所との協力を停止している。

### 過去最高の農産物と食品の輸出額【3月2日】

国立農業支援センター(KOWR)は、2021年のポーランドからの農産物と食品の輸出総額は374億ユーロ(1,708億ズロチ)増加し、2020年より9%増加したと発表した。KOWRのアナリストは、国際貿易におけるCOVID-19の制限撤廃、輸出先の大幅な多様化、ポーランド企業の著しい活動や柔軟性、ポーランド製品の品質と価格競争力、有利な為替レートなど好ましい要因を指摘している。主な輸出品目は、肉類、肉製品、穀物、タバコ、乳製品、砂糖などである。最大の受入国はドイツで94億ユーロ輸出している。

ウクライナとロシアへの食品輸出はかなりの収益をもたらし、対ウクライナでは8億ユーロ(前年比7%増)、対ロシアでは7億ユーロ(前年比19%増)であった。ロシアの場合、クリミア併合後の国際的な制裁に対応して2014年に導入されたロシアの禁輸措置以来、農産物貿易は厳しく制限されている。ウクライナは、キャノーラ種、キャノーラ油、家禽など、一部のケースでポーランドへの供給者リストの上位となっている。

## エネルギー・環境

### 政府によるエネルギー安全保障への取り組み(国家エネルギー安全保障庁(NABE))【3月1日】

政府は「ポーランドにおける電力部門の変革(国有企業からの石炭火力発電資産の分離)」という文書を採用した。同文書によると、国家エネルギー安全保障庁(NABE)の役割は、電力設備容量の確保であり、NABEが管理する石炭火力発電所は、新たに建設される低排出、ゼロエミッションエネルギーと競合することはない。石炭火力発電は段階的に削減されるが、完全に削減されるのは、全ての電源が低炭素・ゼロ炭素電源に置き換わった時としている。

また、NABEは電力市場からの収入で活動資金を調達する持続可能な事業体となり、追加的な公的支援を必要としないため、このプロセスには欧州委員会への通知は不要としている。さらに、競争・消費者保護局(UOKiK)による独占禁止法の監視対象から除外すべきと主張されている。

同文書による計画によると、本年第3四半期に適正評価手続きを開始し、第4四半期にNABEは各社から株式を取得することとなっている。

### ポーランドはアラムコ社へ原油を追加発注【3月2日】

ポーランド国営石油・ガス企業 PKN Orlen は、ポーランド、チェコ、リトアニアの製油所に供給するため、サウジアラビアに拠点を置くアラムコ社からタンカー5隻分の原油を追加発注した。

PKN Orlen のCEOは、当該取引は、ウクライナへ侵攻したロシアからの原油輸入が停止する可能性に備

えたものであり、アラムコ社の供給は北海油田からであると述べた。現在、PKN Orlen が輸入している石油の約50%はロシアの石油が占めており、残りの50%はサウジアラビア、米国、西アフリカから供給されている。

### ロシアからの石炭輸入停止に関する首相の発言【3月1日、2日】

1日、モラヴィエツキ首相は、フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長と会談し、ロシアの軍事資金となり得るため、ロシア産石炭の禁輸措置、今後数ヶ月間ロシアから石油とガスの購入見送りを提案した。

さらに、2日、同首相はオーストラリアのモリソン首相と電話会談し、ポーランドはロシアの石炭輸入を直ちに停止し、代わりにオーストラリアから石炭を調達したい意向を明らかにした。さらに、ポーランドはロシアの石炭を「いつでも」禁輸にする用意があると付け加えた。

「欧州委員会から、この措置に対してペナルティを課さないという保証を得るだけで、ロシアの石炭を禁輸する用意がある」と「モ」首相は述べた。禁輸措置の実施は国際貿易に関する決定であり、欧州委員会に移管された権限であることを説明した。

2021年のポーランドのエネルギーミックスに占める石炭と褐炭の割合は65%以下まで減った。2021年上半期、ポーランドはロシアから400万トン、オーストラリアから115万トンを含む620万トンの石炭を輸入している。

## 科学技術

### ドゥダ大統領がコペルニクス・アカデミー設立法案を上院に提出【3月2日】

2日、ドゥダ大統領は、新しい科学機関である「コペルニクス・アカデミー」の設立に関する法案を下院へ提出した。ドゥダ大統領は、同法案は、これまでの科学分野での改革の集大成として、ポーランド学術界の人材、競争力、国際協力の強化を目指して教育・科学省と大統領府が共同で作成したものであると述

べた。これにより、既存の国立科学センター、国立研究開発センター、国立学術交流機関、ウカシェヴィチ研究ネットワークと共にポーランドの科学の変革を継続していく。上院に提出された法案には奨学金、助成金、コペルニクス賞の授与に関する規定も含まれており、うち1つは500万ズロチで、重要な科学的功績に対して授与されることとしている。

## 大使館からのお知らせ

**長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意**

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生していませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

[http://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/oshirase\\_schengen\\_2.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html)

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

**欧州でのテロ等に対する注意喚起**

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q&A」

(パンフレットは、[https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph\\_03.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html) に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、[http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph\\_10.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html) に掲載。)

(3)ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、[http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen\\_info/golgo13xgaimusho.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html) に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

**【車両突入型テロ】**

●ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。

- 歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

#### 【爆弾、銃器を用いたテロ】

- 爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。
- 周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。
- 爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

#### 【刃物を用いたテロ】

- 犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

#### 【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

- 不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。
- 会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。
- セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。
- 二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

### エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起

現在、エチオピア全土に対して危険情報「レベル4:退避してください。渡航を止めて下さい。(退避勧告)」を発生しています。また、南アフリカにおいて報告されたオミクロン株の発生を受け、世界各国の水際対策措置が強化されています。

こうした状況を踏まえ、エチオピア・アディスアベボのボレ空港を利用した航空便の乗り継ぎは避けることを強くお勧めします。また、アフリカ地域への渡航を予定されている方は、利用する航空機の運航状況及び最終目的地の水際対策を確認するなど、関連情報の収集に努めてください。

### 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

### 「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引っ越し、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

### 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。同10月24日からポーランド全地域において、全ての公共の場でマスク等を着用して口及び鼻を覆う義務が生じているほか、公共交通機関では搭乗できる人数が制限され、商店等ではソーシャル・ディスタンスを取ることとなっています。幼稚園、保育園の活動に制限がありますが、各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください。2021年2月27日から、公共の場で口及び鼻を覆う際は、マスクのみが認められ、スカーフやマフラー、フェイスガード等で口などを覆うことは認められなくなっています。マスク着用義務を履行しない者に対する取締りが行われる可能性もありますので、ご

注意ください。

ポーランド入国に際しては、新型コロナワクチンの接種証明の提示や「旅行者位置カード」への提出などが求められるところ、詳細な情報についてはポーランド外務省や国境警備隊をご確認いただくほか、当館HPにおいても仮訳を掲載しております。ただし、日本国政府は、ポーランドに対する感染症危険情報レベル3(渡航中止勧告)を発出しておりますので、ご注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: [cons@wr.mofa.go.jp](mailto:cons@wr.mofa.go.jp)

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

### マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

### 年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

### 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正(平成30年)に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

### 【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご来館の際には所定の衛生条件に従っていただきますようお願い申し上げます。

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-73 00、Eメール：[info-cul@wr.mofa.go.jp](mailto:info-cul@wr.mofa.go.jp)、住所：Al. Ujazdowskie 51、Warszawa）

## 文化行事・大使館関連行事

**〔開催中〕 展覧会「集団と個の狭間でー1950年代から60年代の日本前衛美術」展【2021年11月25日（木）～2022年3月13日（日）】**

国立芸術ギャラリー「ザヘンタ」にて、展覧会「集団と個の狭間でー1950年代から60年代の日本前衛美術」展が開催されます。戦後日本の前衛美術（アバンギャルド）を紹介する展覧会です。入場は有料です。

主催：国立芸術ギャラリー「ザヘンタ」

開催場所：ワルシャワ市、Zachęta – Narodowa Galeria Sztuki (plac Stanisława Małachowskiego 3)

詳細：<https://zacheta.art.pl/pl/wystawy/awangarda-japonska>

**〔開催中〕 展覧会「隈研吾展 実験・素材・建築」【2021年12月15日（水）～2022年5月3日（火）】**

クラクフの日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「隈研吾展 実験・素材・建築」が開催されます。隈研吾氏の建築作品等を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所：クラクフ市、Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, Marii Konopnickiej 26, Kraków

詳細：<https://manggha.pl/wystawa/kengo-kuma>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

**皆様からの情報提供をお待ちしています**

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。（営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。）

**【お問い合わせ・配信登録】**

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト([http://www.pl.emb-japan.go.jp/index\\_j.htm](http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm))も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス ([newsmail@wr.mofa.go.jp](mailto:newsmail@wr.mofa.go.jp))